

町田市職員の配偶者同行休業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として町田市規則（以下「規則」という。）で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 職員は、配偶者同行休業の承認の申請をするときは、当該配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項

に規定する配偶者をいう。以下同じ。) が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が第4条各号に掲げる事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田市条例第46号)第11条第1項に規定する産前及び産後の休養により就業しなくなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項第1号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、当該職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて当該配偶者同行休業をした職員の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 配偶者同行休業に関し必要な申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 3 町田市職員退職手当支給条例（昭和33年2月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第3項中「地方公務員法」の次に「第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法」を、「よる育児休業」の次に「（以下「育児休業」という。）」を加える。

第8条第4項中「（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）」を削り、「ついては、その」を「ついてはその」に改め、「月数、」の次に「配偶者同行休業をした期間又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第10条中「育児休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

(町田市職員定数条例の一部改正)

- 4 町田市職員定数条例（昭和36年3月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「育児休業者」の次に「、配偶者同行休業者」を加える。

(町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第9条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第号）第2条の規定による承認を受けた企業職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(調整額期間)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の調整額期間のうちに地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、<u>同法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、同法第55条の2第1項ただし書に規定する理由、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)</u>その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)がある場合、町田市規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間についてはその月数の3分の1に相当する月数、<u>配偶者同行休業をした期間又は地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由若しくはこれに準ずる理由により、現実に職務に従事することを要しなかった期間についてはその月数)</u>を前3項により計算した在職期間から除算する。ただし、同法第28条第2項第2号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。</p> <p>5～9 略</p> <p>(給料月額)</p>	<p>(調整額期間)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の調整額期間のうちに地方公務員法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、同法第55条の2第1項ただし書に規定する理由、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)がある場合、町田市規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))<u>については、その月数の3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により、現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)</u>を前3項により計算した在職期間から除算する。ただし、同法第28条第2項第2号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りでない。</p> <p>5～9 略</p> <p>(給料月額)</p>

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第10条 職員が退職の日において、休職、停職、減給、育児休業、<u>配偶者同行休業</u>その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されていない場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額は、当該事由のないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。</p>	<p>第10条 職員が退職の日において、休職、停職、減給、育児休業その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されていない場合における退職手当の計算の基礎となる給料月額は、当該事由のないと仮定した場合において、その者が受けるべき給料月額とする。</p>

町田市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 休職者、育児休業者、<u>配偶者同行休業者</u>、兼任者、併任者、1年以上の研修者並びに国、他の地方公共団体及び公益的法人等に対する派遣の場合の職員（以下「派遣職員」という。）は、定数外とする。</p> <p>4 休職者の復職並びに育児休業者、<u>配偶者同行休業者</u>、1年以上の研修者及び派遣職員の復帰により第1項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 休職者、育児休業者、兼任者、併任者、1年以上の研修者並びに国、他の地方公共団体及び公益的法人等に対する派遣の場合の職員（以下「派遣職員」という。）は、定数外とする。</p> <p>4 休職者の復職並びに育児休業者、1年以上の研修者及び派遣職員の復帰により第1項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。</p>

町田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、非常勤職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。)とする。</p>

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>育児休業等の承認を受けた企業職員の給与</u>)</p> <p>第22条 略</p> <p><u>2 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第 号）</u></p> <p><u>第2条の規定による承認を受けた企業職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p>	<p>(<u>育児休業の承認を受けた企業職員の給与</u>)</p> <p>第22条 略</p>